

意見書

平成23年2月17日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 698-0002

(ふりがな) しまねけんますだししもほんごうちょう

住所 島根県益田市下本郷町56-1

(ふりがな) かぶしきがいしゃまいめでいあ

名称 株式会社マイメディア

(ふりがな) だいひょうとりしまりやく ひでうら みはる

氏名 代表取締役 秀浦 実晴

電話番号

電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成23年1月25日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

この度は、「平成 23 年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定」に関し意見提出の機会を頂き、誠に有難うございます。

以下のとおり、弊社の意見を述べさせていただきますので、宜しくお願ひいたします。

1. 更なる料金低廉化の実現

弊社は、島根県の西部で ADSL 事業を営んでおり、ADSL 契約者のうち約 6 割が安価な低速サービスを選択している。この事実からも、弊社では特に地方の利用者のニーズは低価格にあると考える。

しかし、現在の加入光ファイバの料金の考え方はこうした地方の利用者のニーズに合わない状況であり、その結果、利用率も上がらず価格も高止まりするという悪循環を生じている。

今後、この悪循環を抜け出し、更なる料金の低廉化を実現するためにも、「分岐単位接続」実施に向けた具体的な検討がなされる事を切に願う。

2. 光 100%整備の実現

現在、弊社で ADSL を提供している電話交換局は 17 箇所あるが、そのうち NTT の加入光のサービス（B フレッツ、光プレミアム、光ネクストなど）が提供されているのは、僅かに 1 箇所という状況である。地方にいる私たちにとっては、数字で語られる 90%の整備率というのは、未だ全く実感が持てず、必要であっても使えないという現実がある。こうした地方にあっても、誰もが光を利用出来るよう 100%の整備を原則として頂きたい。

3. 両輪の実現

本来、価格と整備エリアについては、合わせて計画され議論されるべきものであると考えるが、現在提出されている申請内容には、100%整備までの計画が示されていない。今後は、100%整備を見据えた計画をベースに、様々な議論や審議がなされる事を希望する。